

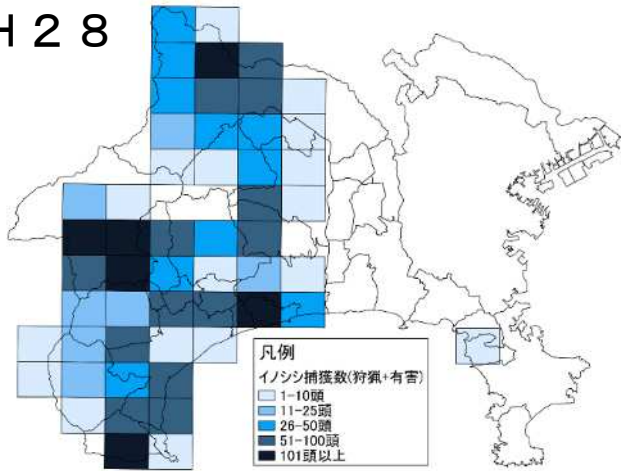
神奈川県イノシシ管理計画 について

H31.2月
自然環境保全課
野生生物グループ

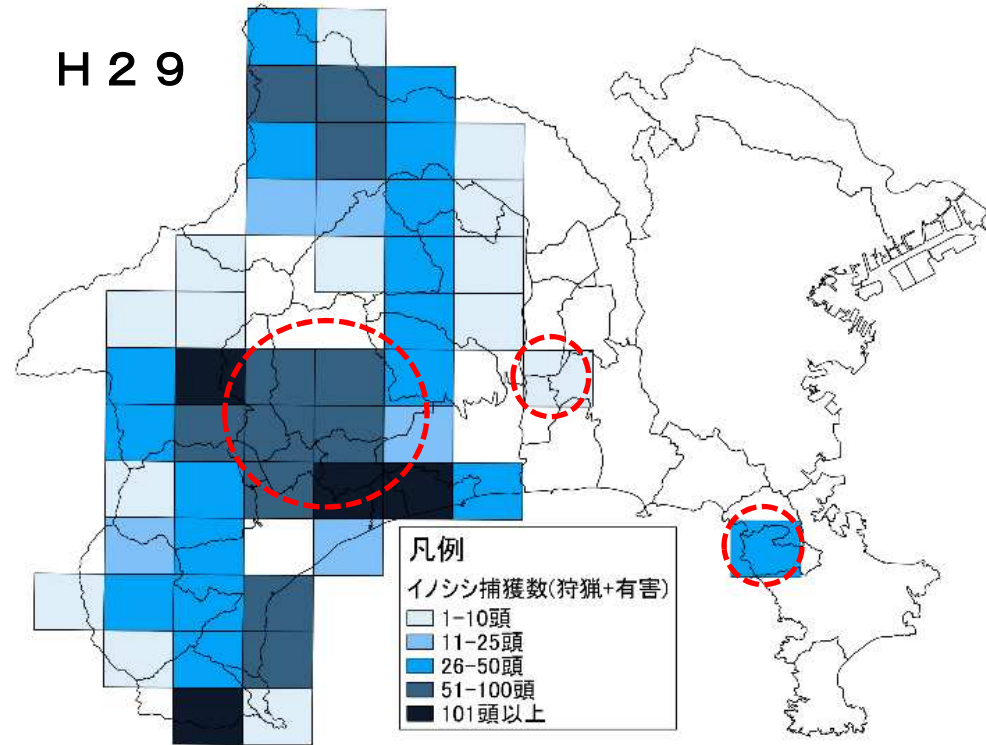
県内のイノシシの生息分布

捕獲エリアが拡大
= 生息分布拡大

H28



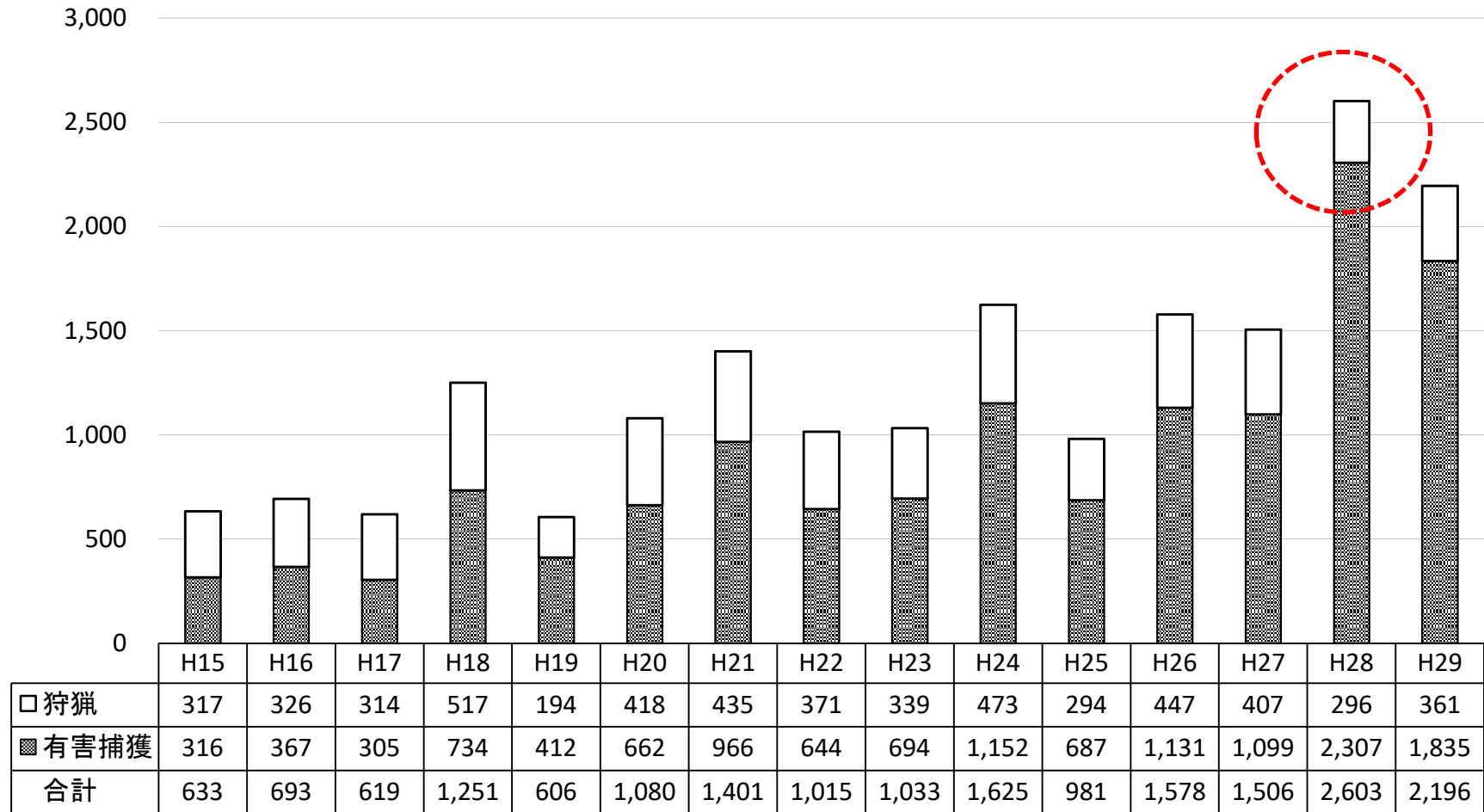
H29



狩猟及び有害捕獲によるイノシシの捕獲状況の分布
※メッシュは5km単位

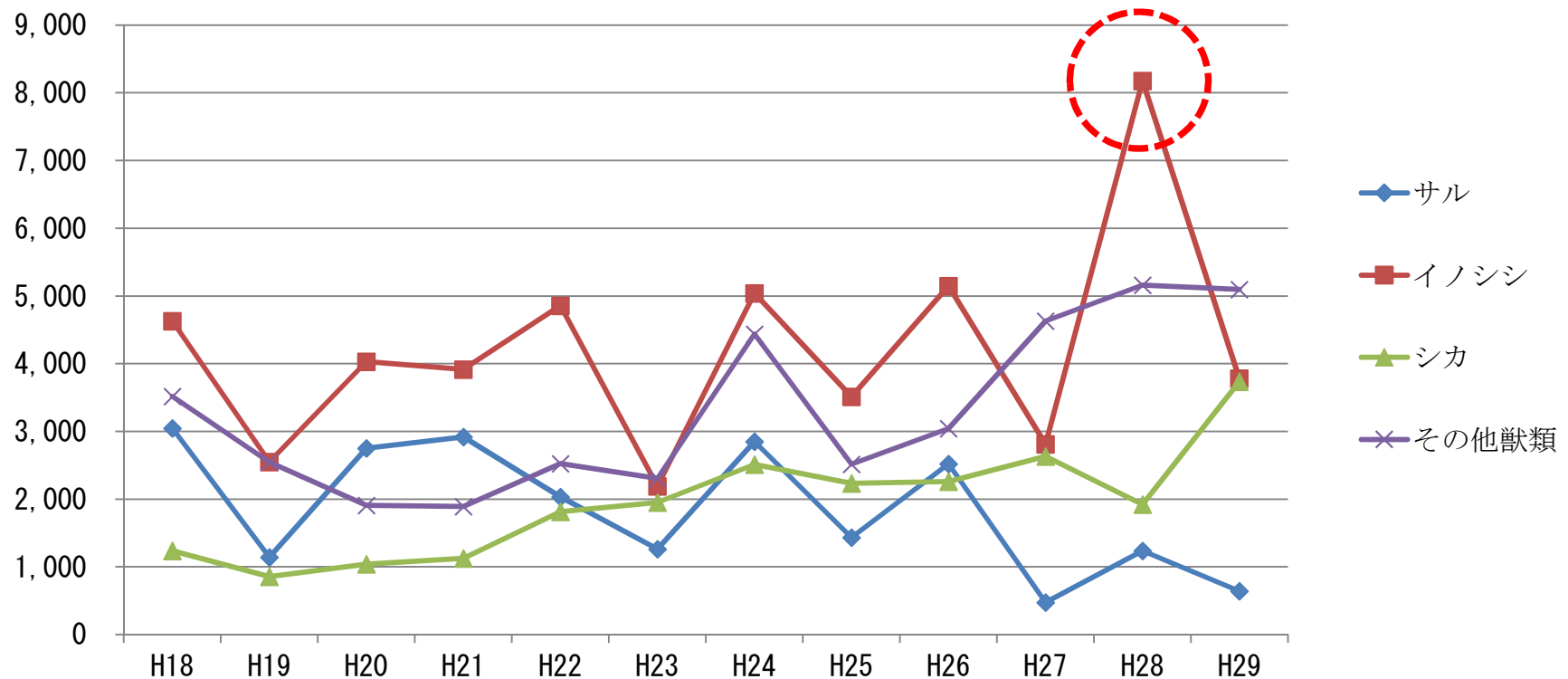
ただし、実際の生息頭数はわからない。

県内のイノシシ捕獲数の推移



H28に過去最高の捕獲数

農作物被害金額 獣類 (単位：万円)



- 大型（イノシシ、シカ、サル）が半分以上
→ H28は、イノシシ被害が大幅に増加
- その他はアライグマ、ハクビシン、タイワンリス等
- 山の実りにも影響されている可能性

※被害を報告しない場合や、耕作放棄等もあり、被害の実態を表していないとの意見がある

<背景>

近年、イノシシによる農作物被害が増加し、平成28年度の農作物被害金額は8千万円を超え、過去最大となった。また、生息分布が拡大しており、生活・人身被害が懸念されている。



農作物被害・生活被害の軽減及び人身被害の防止により、人間との共存を目指すことを目的として、地域を主体とした被害防止対策を実施するとともに、モニタリングにより検証することにより、効果的で総合的な対策を推進する。

イノシシ管理計画の策定

特定計画（第二種特定鳥獣管理計画）

- 鳥獣保護法において、長期的な観点から、特定の鳥獣の保護を図る必要がある場合、県は管理計画を策定し、計画的に事業を行うことができる。

第一種保護計画: 著しく減少又は生息地の縮小している鳥獣の保護

第二種管理計画: 著しく増加又は生息地の拡大している鳥獣の管理

- 本県では、H15年からニホンジカ、ニホンザルについて第二種管理計画を定め、被害対策を行っている。
- H30年10月に、被害と生息分布の拡大しているイノシシについても第二種管理計画を定めた。

< 管理計画の概要 >

(1) 計画期間

平成30年10月24日から平成33年度までの
3年6か月間

(2) 計画対象区域

神奈川県全域

(3) 計画目標

ア 農作物被害の軽減

イ 生活被害の減少、人身被害の防止

ウ 生息分布拡大の防止 (生息メッシュ※の減少)

※約1.6kmを1辺とするメッシュにより把握

計画により強化するポイント

• 1 効果的な対策の推進

(1) 県内各地で行われる**集落環境整備・被害防除対策・捕獲等の対策**を更に効果的に実施するため、技術的支援・人材育成・普及啓発等を強化

(2) **狩猟に係る規制を緩和**

- ・狩猟期間の延長 シカと同じく 11/15～2月末まで
- ・相模川以東でのくくりわなの輪の直径12cmの緩和



計画により強化するポイント

• 2 モニタリングの実施

被害状況や生息状況を調査することにより、対策の効果を把握（5kmメッシュの1／9で捕獲数を把握）

• 3 生息分布が拡大する地域での対策強化

これまでに生息が見られなかった相模川以東、特に横須賀三浦地域では生息数が急増しているとみられる。

- 生息するエリアが市街地に囲まれており、今後、生活被害・人身被害の急増が懸念
- 露地野菜の大産地であり、生息分布が拡大すると甚大な農作物被害が発生するおそれ

この地域においては、個体数の減少及び生息分布の縮小を図るための対策を強化し、定着を解消する。